

# ManuVest **100**

マニュヴェスト

## ManuVest **100**

マニュヴェスト

ご契約の際には「重要事項のお知らせ」「ご契約のしおり／約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

「重要事項のお知らせ」「ご契約のしおり／約款」「特別勘定のしおり」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについて説明しています。必ず、ご一読のうえ大切に保存してください。  
〈「重要事項のお知らせ」「ご契約のしおり／約款」記載事項の例〉

- |                                |           |                 |                     |
|--------------------------------|-----------|-----------------|---------------------|
| ●クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)について | ●告知義務について | ●保険会社の責任開始期について | ●給付金をお支払いできない場合について |
| ●特別勘定および資産運用について               | ●積立金について  | ●諸費用について        | ●解約および一部解約について      |

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「変額個人年金保険」です。「保険種類のご案内」は当社の担当者(生命保険募集人)が持っています。  
また、最寄りのセールスオフィスにもありますのでご覧ください。

詳しくは、変額個人年金保険の販売資格を持つ募集人にご相談ください。

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客様からの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、変額個人年金保険の取扱いは、生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみが取扱いを行なうことができます。

なお、お客様が当社の担当者である生命保険募集人の権限等および変額個人年金保険販売資格に関しまして、確認をご希望される場合は、ご遠慮なく下記照会先までご連絡ください。  
照会先：電話：0424-89-8112 お問い合わせ時間：月～金 9:00～17:00(年末年始及び祝日を除く)

マニユライフ生命保険株式会社

本社／東京都調布市国領町4丁目34番地1 ☎182-8621  
コールセンター／0120-063-730  
ホームページ／<http://www.manulife.co.jp>

●担当は



より上を目指すあなたへ、  
「安心」が支えるゆとりへの道標。  
。

## 資産づくりの第一歩は、信頼できるパートナーを持つこと。

あなたが思い描く理想のセカンドライフを実現するためには、  
目標をしっかりと見据えた資産づくりが欠かせません。  
そして、より積極的な資産づくりにおいて大切なことは、  
信頼できるプロフェッショナルなノウハウの活用にあると、私たちマニュライフ生命は考えます。  
あなたの資産づくりをしっかりとサポートしてくれる頼りになるパートナーを、あなたの人生に。

マニュライフ生命の保険財務力格付けは、  
世界トップレベルの「AA+」

格付け機関:スタンダード&プアーズ(S&P)社(2003年7月現在)

格付けは格付け機関の保険財務力に対する意見であり、  
将来変更される可能性があります。

この格付けは、保険会社全体を評価しているものではなく、  
また、将来の保険金支払について保証しているものではありません。  
なお、この格付けはマニュライフ生命が依頼して取得したものです。

※最新の格付け情報については、スタンダード&プアーズのウェブサイト、  
[www.standardandpoors.co.jp](http://www.standardandpoors.co.jp)をご覧ください。

**AA+**



安心して



安心して



安心して

**ManuVest 100**  
マニュヴェスト

充実したセカンドライフを実現するために…  
キーワードは、「安心して」「ふやす」「つかう」「のこす」

今、そして将来、充実した時を過ごしたいとお考えのあなたを応援するために、  
マニュライフ生命のノウハウを結集してつくりあげた変額個人年金保険『マニュヴェスト』。  
『マニュヴェスト』なら、資産づくりへのあなたの思いにきっとお応えできます。

「安心して」「ふやす」「つかう」「のこす」というキーワードは、

充実したセカンドライフへの確かな道標です。

# あなたの思いに応える、安心の機能に支えられた変額個人年金保険です。

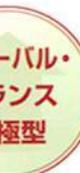
運用実績によって積立金額や解約返戻金額などが変動(増減)します。

運用期間中の積立金は特別勘定で運用され、その運用実績により積立金額・年金額・解約返戻金額などが増減する仕組みの年金保険です。  
※年金支払開始日以降は、一般勘定で管理されます。

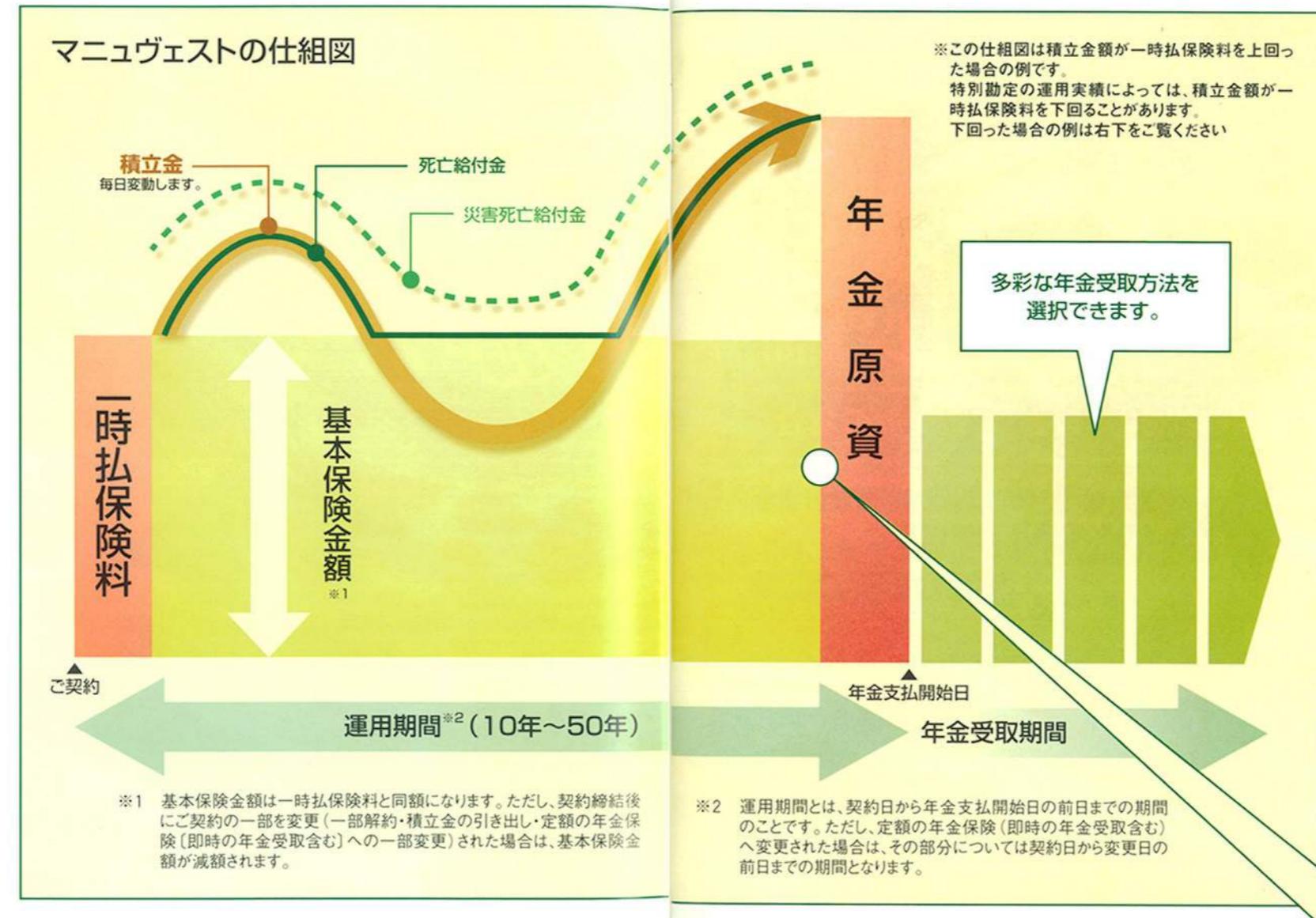
あなたの投資スタイルにあわせて3つの特別勘定から選択できます。

プロフェッショナルなノウハウに基づき、世界各国の株式・債券に分散投資された3つの特別勘定をご用意しました。  
あなたのリスク許容度に応じて、効率的に資産配分された特別勘定を手軽にご活用いただけます。

特別勘定の種類



詳細は8,9ページをご覧ください。



万一の場合の死亡保障は、基本保険金額の100%が最低保証されます。

運用期間中に被保険者が死亡されたときは、死亡給付金として、死亡日における積立金額または基本保険金額のいずれか大きい額をお支払いします。  
不慮の事故などにより死亡されたときは、災害死亡給付金として、死亡日における死亡給付金相当額と積立金額の30%の合計額をお支払いします。

**100%**  
**死|亡|給|付|金|保|証**

災害死亡給付金は、積立金額の30%を加算

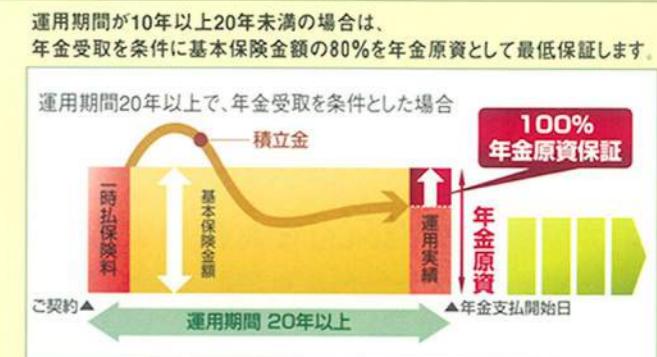


運用期間が20年以上の場合、年金受取を条件に基本保険金額の100%を年金原資として最低保証します。

**100%**  
**年|金|原|資|保|証**  
**80%** 運用期間10年以上20年未満の場合、80%年金原資保証

※次の場合は、運用期間に関わらず、年金原資の最低保証はありません。

①年金受取開始後に、年金の一括受取を選択した場合 ②定額の年金保険(即時の年金受取含む)に変更した場合



マニュヴェストなら、資産の活用方法も多彩です。

ライフスタイルにあわせて、年金受取方法を選択できます。

詳細は10ページをご覧ください。

毎年、解約控除なしで積立金の引き出しができます。

詳細は11,12ページをご覧ください。

定額の年金保険への変更により、幅広いニーズに対応できます。

詳細は11,12ページをご覧ください。

無診査(職業告知のみ)でご加入いただけます。

ご加入時に診査の必要はありません。  
告知していただく内容は、ご職業のみです。

安心して

100

積極的な資産づくりを最低保証でサポートし

ます。

**100%****年金原資保証**

運用期間20年以上・年金受取の場合

**80%** 運用期間10年以上20年未満の場合、  
**80%年金原資保証**

&gt; 詳細は4ページをご覧ください。



100

「積極的に運用したいけど  
大切な資産だから減らしたくない」と  
お考えのあなたに。

前を向いて歩きつづけるあなたの人生を、もっともっと輝かせるために、  
目標をしっかりと見据えた資産づくりを応援したい。  
常に時代をリードする商品で、お客様のニーズにお応えしてきたマニュライフ生命。  
「もっと積極的に運用したいけど、大切な資産だから減らしたくない」  
そんなあなたの思いを真剣に受け止めて、ひとつの答えを導き出しました。  
それが、将来の「安心」をお約束することでした。  
マニュヴェストなら、「安心」して「ふやす」ことへの楽しみを、多くの方々にお届けでき  
る考えています。



100

「長期間、資金を固定してしまうのは…」と  
ちょっと考えてしまったあなたに。

ご契約時に運用期間20年以上を選択すれば、将来お受取いただく年金は、お支払い  
いただいた保険料の100%を年金原資として保証します。

つまり、マニュライフ生命がご加入のときにお約束する「安心」です。

「でも、ちょっと長いかな」とお考えのあなた。

マニュヴェストなら、20年待たなくても、運用成果が良好な時に定額の年金保険に変更  
して、その時の収益を確保して年金につなげる事ができます。

しかも、変更の際には年金受取の開始を早めることも可能です。

途中で柔軟に変えられるということは、長期間、あなたの資金を固定してしまうこと  
ではなく、あなたが自由に選択し変更できる期間がそれだけ長くあるということではない  
でしょうか。

「ふやす」ことへの楽しみを手に入れるために、「今」から始めてみませんか。

&gt; 定額の年金保険への変更についての詳細は11、12ページをご覧ください。

**「ふやす」楽しみを手に入れたい。  
マニュヴェストなら、  
そんな思いに「安心」の機能で  
お応えします。**



ふやす

100

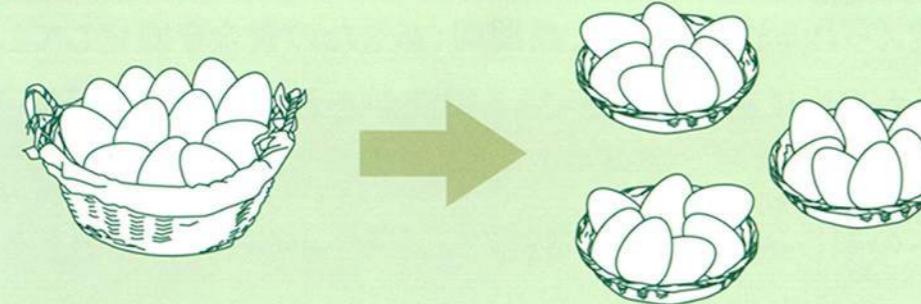
# リスクを抑えて、より高いリターンを目指す「成功の鍵」。マニュヴェストならお応えできます。



## 成功の鍵のひとつめは、 長期スタンスでしっかり「分散」すること

「すべての卵をひとつの籠に盛るな」という格言をご存知でしょうか。つまり、あなたの資産をひとつの銘柄に集中させた場合、その銘柄が値下がりすればあなたの資産すべてが値下がりしてしまうということを戒めたことわざです。資産運用の世界では、株式や債券、国内資産や海外資産などに分散する「国際分散投資」がひとつのスタンダードとなっています。成長性が期待できる株式や債券で、しっかり分散しながら、長期スタンスでじっくり運用することが成功の鍵の1つめです。

### <分散投資のイメージ>



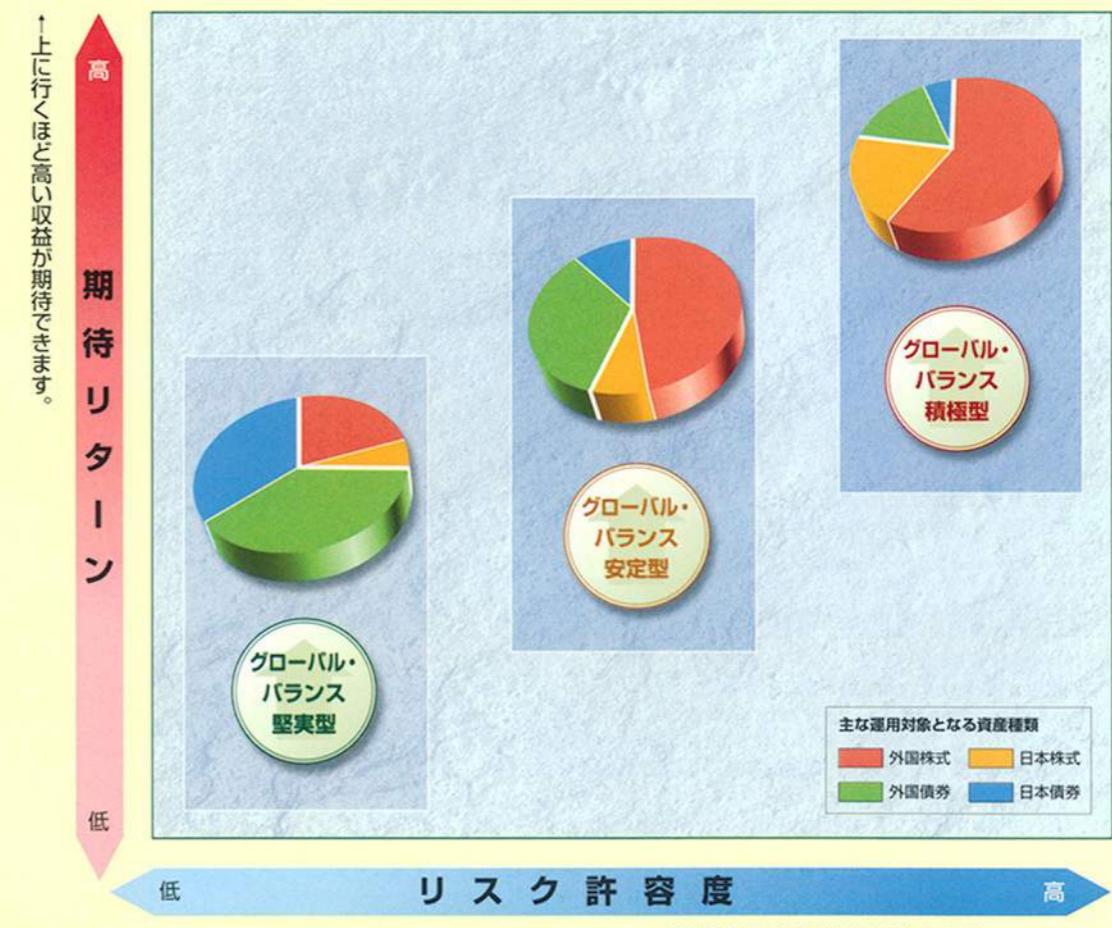
## 成功の鍵のふたつめは、 プロフェッショナルなノウハウを上手に活用すること

長期スタンスでの運用において、安定的に収益をあげるために最も大切なことは何でしょう？それは「資産をどのように配分するか」であると、運用の世界では広く知られています。それでは、あなたの投資スタイルにあった「効率的な資産配分」を、あなたご自身が行い、そして、注意深くチェックし続けることが可能でしょうか。おそらく、多くの方にとってそれはとても困難なことのように思います。だからこそ、プロフェッショナルなノウハウを活用することが大切なのです。

### 特別勘定のラインナップ

3つの特別勘定の中から、1つまたは2つ以上の組み合わせを1%単位で自由にお選びいただけます。

### 投資スタイルにあわせて選べる3つの特別勘定



### POINT 1 国際分散投資が手軽に行なえます。

●グローバル・バランス（積極型・安定型・堅実型）は、経済や市場の変化に対して異なる値動きをする国内外の株式・債券に「国際分散投資」します。主要海外地域での投資チャンスの獲得を目指すとともに、分散投資の効果が期待できます。



### POINT 2 資産配分は、プロフェッショナルなプロセスで行われます。

●グローバル・バランス（積極型・安定型・堅実型）は、現代投資理論に基づき、マニュライフ・ファイナンシャルグループが開発したモデルを用いて、お客様の投資スタイルに最適な資産配分を提供します。つまり、「同じリスクであればより高い収益が期待できる資産配分」「同じ期待収益であれば、よりリスクの低い資産配分」を追求した特別勘定から、あなたの投資スタイルにあわせてお選びいただけます。

プロフェッショナルなノウハウが凝縮された特別勘定です。

多彩な年金受取方法から選べます。

### 特別勘定の運用方針

特別勘定名	すべての特別勘定に共通	運用方針	基本資産配分比率		株式・債券比率
			外国株式	60%	
グローバル・バランス 積極型	運用対象とする資産種類は、主として外国株式、外国債券、日本株式、日本債券です。	長期的に資産価値を積極的に増やしていくために、他の特別勘定と比較して、資産価値の変動の大きい資産により多く投資します。	日本株式	20%	80%
くバランス型(A)	各資産種類への投資は、各資産種類を代表する市場インデックスを指標とし、その市場インデックスに連動することを目指した運用を行います。	外国債券	15%	20%	
グローバル・バランス 安定型	基本資産配分の比率が一定の範囲を超えて乖離した場合は、速やかに基本資産配分に戻すように(リバランス)します。	日本債券	5%		
くバランス型(B)	長期的に資産価値を安定的に増やしていくために、資産価値の変動の大きい資産と小さい資産に、バランスよく分散投資します。	外国株式	48%	56%	
グローバル・バランス 堅実型	外貨建資産への投資に伴う為替リスクは、原則としてヘッジにより回避します。	日本株式	8%		
くバランス型(C)	長期的に資産価値を堅実に増やしていくために、資産価値の変動の大きい資産の組み入れは限定的なものとして、資産価値の累積的な増大を長期的に図ります。	外国債券	34%	44%	
		日本債券	10%		
		外国株式	22%	28%	
		日本株式	6%		
		外国債券	38%	72%	
		日本債券	34%		

(2003年9月現在)

※基本資産配分比率は、今後変更することがあります。

※特別勘定および特別勘定の運用方針は、今後変更することがあります。

※ご契約者は特別勘定資産の運用方法について、一切の指図はできません。

※特別勘定には、各種支払やスイッチング等の異動に備え、一定の現預金等を保有することができます。

※各特別勘定および注意事項の詳細については「特別勘定のしおり」「ご契約のしおり／約款」などをご覧ください。

### スイッチング(積立金の移転)の活用により、「これから」の変化に柔軟に対応できます。

●ご契約後も運用期間中は、金融市场や投資スタイルの変化にあわせて、ご自身の判断で自由に積立金を移転(スイッチング)することができます。年間12回までのスイッチングには手数料がかかりません。

※スイッチングの最低申込金額は1万円とし、1円単位または1%単位でスイッチングできます。ただし、特別勘定の積立金残高からスイッチング手数料を差し引いた金額が1万円未満となるときは、その金額をスイッチングの最低申込金額とします。

※年間とは、契約応当日から起算して1年間をいいます。

### 課税の繰り延べ効果により、効率的な運用が期待できます。

●変額個人年金保険では、運用収益に対する課税は解約時や年金受取時まで発生しません。よって複利の効果により効率的な運用成果が期待でき、運用期間が長期になるほど、その効果は大きくなります。積立金の移転(スイッチング)の際も、運用収益に対して課税はされません。

### 年金の受取方法

#### 確定年金(5年・10年・15年)

一定期間にわたって、年金をお受取りいただけます。



#### 保証期間(10年・15年)付終身年金

被保険者が生存されている間、生涯にわたって、年金をお受取りいただけます。



#### 夫婦年金(受取方法は、保証期間付終身年金と同じです。)

ご夫婦のどちらかが生存されている間、年金をお受取りいただけます。



【年金の一括受取】 年金受取人の希望により、年金受取開始後に保証期間(確定年金は年金支払期間)の残存期間に対する年金額の現価を一括して受取ることができます。ただしこの場合には、年金原資の最低保証はありません。

#### 【被保険者が死亡された場合のお取扱いについて】

保証期間中(確定年金は年金支払期間中)に、被保険者(夫婦年金の場合はご夫婦の両方)が死亡されたときは、

①保証期間(確定年金は年金支払期間)の残存期間に対する年金現価の受取り ②年金の継続受取り

のいずれかをお選びいただけます。ただし、保証期間(確定年金は年金支払期間)の残存期間が3年未満である場合は、年金の継続受取りはできません。

※将来お受取りいただく年金額は、「年金支払開始日の前日の各特別勘定の積立金の合計額」または「年金原資の最低保証額」のいずれか大きい金額と年金支払開始日におけるマニュライフ生命の定める率により計算されます。よって年金額は契約時に確定しているわけではありません。

※年金額が5万円に満たない場合は、年金の支払を行わず一時金でお支払いします。また、年金額が3,000万円を超える場合には3,000万円を年金額とし、この金額を超える部分については、一時金でお支払いします。

# 運用期間中でも、さまざまな資金ニーズに対応できる心強い機能です。

## 積立金の引き出し

### 1年後から毎年 解約控除なしで積立金の引き出しができます。(※1)

毎年、年単位の契約応当日から翌月の月単位の契約応当日までの期間(=ウインドウ期間)は、解約控除なしで積立金の10%までを引き出すことができます。  
 「毎年、計画的に積立金を引き出して使いたい」  
 長期の運用でありながら、そのような短期的な資金ニーズにもお応えできます。  
 マニュヴェストの大きな魅力です。



# 100%

年 金 原 資 保 証

運用期間20年以上・年金受取の場合

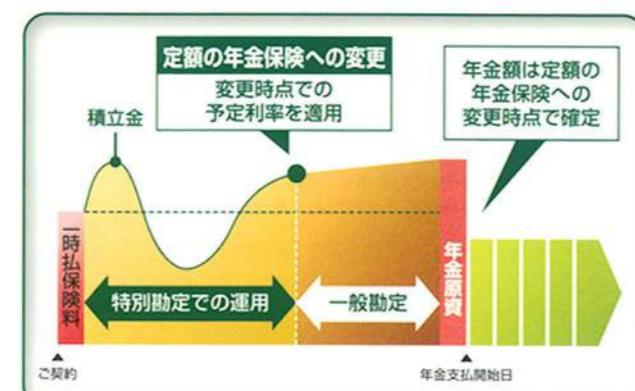
> 詳細は4ページをご覧ください。



## 定額の年金保険への変更

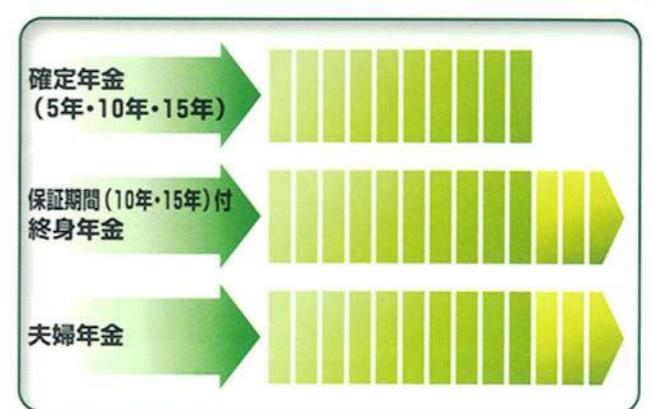
### 5年後からいつでも 定額の年金保険への変更ができます。(※2)

契約日から5年以上経過後は、運用期間中に限り、ご契約の全部または一部について定額の年金保険への変更(特別勘定からの移行)ができます。年金の種類・期間・年金支払開始日の変更は、変更時のお申し出により可能です。



### 10年後からいつでも 即時の年金受取が選択できます。(※2)

契約日から10年以上経過後、当初の年金受取開始年齢に関わらず、ご契約の全部または一部をもとに、即時の年金受取を選択できます。



#### (※1) 積立金の引き出しにあたっての注意事項

- 契約日から7年未満に10%を超える引き出しを行う場合、10%を超えた部分は一部解約として解約控除がかかります。
- 積立金の引き出しは、毎年のウインドウ期間に1回限りとします。
- 積立金の引き出しの結果、基本保険金額が50万円未満となる場合はお取扱いできません。
- 積立金の引き出しをした場合、積立金額および基本保険金額は減額され、その割合に応じて年金原資の最低保証額も減額されます。

#### (※2) 定額の年金保険(即時の年金受取含む)への変更に関する注意事項

- 次の場合には、定額の年金保険への変更是お取扱いできません。
  - ①変更した部分の年金額が5万円未満となる場合
  - ②ご契約の一部の変更により、元の契約の基本保険金額が50万円未満となる場合
- 年金支払開始日の変更にあたっては、年金支払開始日が「契約日から10年以上50年以内」かつ「ご契約に際しての各種お取扱い(17ページ)にある年金支払開始年齢の範囲内」で変更いただけます。
- 年金額は、移行(変更)日の前日の解約返戻金額に基づき、移行日におけるマニュライフ生命の定める率により計算します。なお、その際の解約返戻金額には最低保証はありません。
- ご契約の一部を変更した場合に、元の契約の積立金額および基本保険金額は減額され、その割合に応じて年金原資の最低保証額も減額されます。
- 変更後は特別勘定による運用を行いません。また、特別勘定への復帰はできません。
- その他の詳細なお取扱いにつきましては、「重要事項のお知らせ」「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」をご参照ください。

# 大切なご家族のために、賢く遺すことにも活用できます。

相続はいつ起こるか誰にもわかりません  
だから、早めの対策が必要なのです。

## 相続への備えには、こんなことが必要です。

### 納税資金の準備

基本的に「財産として評価されるもの」すべてが相続税の対象になります。そして、期限までに納税資金を準備しなければなりません。

### 相続財産の評価

相続財産の評価方法は、財産の種類や使用目的によって異なります。非課税財産・各種控除などにより評価額は大きく違ってきます。

### 財産の分割

どのように財産を分割するかで、トラブルになることも少なくないようです。「誰に」「何を」「どのくらい」「どのように」遺すのか、しっかり考えて準備しておく必要があります。

変額個人年金保険は、相続時の死亡給付金に対する非課税枠をはじめ、生命保険としての様々なメリットにより、賢く遺すお手伝いができます。

万一の場合の死亡給付金は現金でお受取りいただけますので、納税資金として使うことができます。また、死亡給付金は最低保証されていますので、安心して「のこす」ことができます。

契約形態によって相続税法第12条、第24条の適用により、相続財産の評価を圧縮することができますので、有利に資産を「のこす」ことができます。

> 詳細は14ページをご覧ください。

死亡給付金受取人を指定することができますので、特定の相続人に確実に資産を「のこす」ことができます。

## 相続税法上の具体例

### 相続税法第12条「死亡給付金の非課税制度」について

死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金と合算して「500万円×法定相続人数」が非課税扱いとなります。

\*「法定相続人数」には、相続を放棄した人も含まれます。

例) 死亡給付金が3,000万円で、法定相続人が4人(配偶者および子供3人)の場合  
 $500\text{万円} \times 4\text{人} = 2,000\text{万円} \cdots \text{非課税となります}$

$3,000\text{万円(死亡給付金)} - 2,000\text{万円(非課税)} = 1,000\text{万円(課税対象)}$

実際に受取る死亡給付金3,000万円に対して、1,000万円が課税対象となります。

### 相続税法第24条「年金受給権の評価」について

年金受取人が年金支払期間中に死亡した場合、相続人が相続する年金受給権の評価は、一般的に、将来実際に受取る年金総額より小さくなります。

#### 確定年金の評価

残存期間の年金総額×評価割合

#### 終身年金の評価

年金年額×評価倍数

残存期間	評価割合	権利取得時の被保険者の年齢	評価倍数
5年以下	70/100	25歳以下	11倍
5年超10年以下	60/100	25歳超 40歳以下	8倍
10年超15年以下	50/100	40歳超 50歳以下	6倍
15年超 25年以下	40/100	50歳超 60歳以下	4倍
25年超 35年以下	30/100	60歳超 70歳以下	2倍
35年超	20/100	70歳超	1倍

\*保証期間付終身年金の場合、残りの保証期間を確定年金の期間として評価した額か、終身年金として評価した額のいずれか高い方の額となります。

契約形態) 契約者：本人 被保険者：子(妻) 年金受取人：本人 死亡給付金受取人：本人  
 年金種類：15年確定年金 年金年額：500万円

年金受取開始後2年で契約者=年金受取人死亡のため、被保険者が年金受取残存期間13年分の年金受給権を相続した場合。

受取年金総額 …  $500\text{万円} \times 13\text{年} = 6,500\text{万円}$

年金受給権の評価額 …  $500\text{万円} \times 13\text{年} \times 50\% \text{ (評価割合)} = 3,250\text{万円}$

実際受取る年金総額6,500万円に対して、3,250万円の相続税課税対象額の圧縮効果があります。

税制については、2003年7月末現在の内容であり、今後変更される可能性があります。

個別の税務などの詳細については税務署や税理士など、専門家にご確認ください。

## ○ 諸費用

### ● 運用期間中の費用

#### ■ 運用関係費と保険関係費 I, II (ご契約ごとにご負担いただく費用)

- 運用関係費と保険関係費 I は、運用期間中の各特別勘定の積立金額に、下記年率を乗じた金額の1/365ずつを毎日控除します。
- 保険関係費 II は、運用期間中の積立金額に下記の率を乗じた金額を、ユニット数を減少させることにより毎月控除します。

	グローバル・バランス 堅実型	グローバル・バランス 安定型	グローバル・バランス 積極型
運用関係費(年率)	0.75%	1.00%	1.25%
保険関係費 I (年率)	1.50%	1.75%	2.00%
保険関係費 II	0.03%/月	ただし、一時払保険料200万円以上のご契約および追加入契約は、ご負担の必要はありません。	

※追加加入契約……既にご加入いただいているマニュヴェストのご契約と同一被保険者、かつ、同一契約者となる保険契約(2件目以降のご契約)をいいます。

※運用関係費……特別勘定の運用に関わる費用で、信託報酬、保管費用などが含まれます。

※保険関係費 I ……年金原資・死亡給付金等を最低保証するための費用、災害死亡給付金を支払うための費用、ご契約の締結・維持などに必要な費用です。

※保険関係費 II ……主にご契約の締結・維持などに必要な費用です

#### ■ スイッチング手数料 (特定のお取扱いをする際にご負担いただく費用)

- 年間12回まではスイッチングが無料で行えます。
- 年間12回を超えるスイッチングに対しては、スイッチング手数料として1回の移転につき2,500円を移転元の積立金から控除します。

※年間とは、契約応当日から起算して1年間をいいます。

### ● 年金支払期間中の費用

#### ■ 年金管理費 (ご契約ごとにご負担いただく費用)

- 支払年金額(年額)の1%を、年金管理費として年金支払日に控除します。

## ○ 解約・一部解約

### 解 約

運用期間中にご契約を解約して、解約返戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

### 一部解約

運用期間中にご契約の一部を解約して、解約返戻金を受取ることができます。

※一部解約をする場合、積立金はすべての特別勘定から均等に減額されます。

※一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合は、お取扱いできません。

※一部解約をした場合、積立金額および基本保険金額は減額され、その割合に応じて年金原資の最低保証額も減額されます。

#### 解約返戻金 (解約返戻金には最低保証はありません)

解約返戻金は、特別勘定の運用実績によって毎日変動(増減)します。最低保証はありませんので、一時払保険料に比べ、解約返戻金は少額となることがあります。

解約返戻金額は、解約計算基準日(マニュライフ生命の本社がご請求を受付した日の翌営業日)における積立金額となります。

ただし、契約日から7年未満の解約については、積立金額から下記の解約控除額を差し引きます。

### 解約控除

解約日が契約日から7年未満の場合、契約日からの年数に応じて、積立金額から下記の解約控除額を差し引きます。

$$\text{解約控除額} = \text{基本保険金額} \times \text{解約控除率}$$

(解約に相当する部分)

#### 解約控除率

経過年数	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満
解約控除率	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%

※上記の経過年数とは、ご契約日から毎年の契約応当日の前日までの期間とします。

## 各種お取扱いについて

<b>保険料のお取扱い</b> ◆払込方法は、一時払のみとなります。	<b>75万円以上 1円単位</b> * 被保険者単位で最高5億円までです。
<b>追加加入契約のお取扱い</b> ◆ご契約者と被保険者が、既加入のご契約と同一のご契約(2件目以降のご契約)をしいます。	<b>50万円以上 1円単位</b>
<b>契約年齢<sup>※1</sup></b> ◆契約日における被保険者の保険年齢です。	<b>0歳～80歳</b> * ご契約者は、10歳以上(保険年齢)からお取扱いいたします。
<b>運用期間</b> ◆契約日から年金支払開始日の前日までの期間です。	被保険者の契約年齢により <b>10年～50年</b>
<b>年金支払開始年齢</b> (被保険者契約年齢 + 運用期間)	確定年金 (5年・10年・15年) <b>10歳～90歳</b> 保証期間(10年・15年)付 終身年金 <b>50歳～90歳</b> 夫婦年金(10年・15年) <sup>※2</sup> <b>50歳～90歳</b>
<b>告知</b>	<b>職業告知のみ</b>

※1 ご契約時の契約年齢は契約日における満年齢で計算し、1年未満の端数について6ヶ月以下のときは切り捨て、6ヶ月を超える場合は切り上げます。契約締結後の年齢は、ご契約時の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。例えば、50歳7ヶ月の場合は、契約年齢は51歳となります。

※2 ①年金受取時に選択できます。年金種類は保証期間付終身年金です。

②夫婦年金の対象となるご夫婦とは、被保険者と同一戸籍上にその夫または妻として記載されている方です。

③夫婦年金の対象となるご夫婦の年齢差は、15歳以内であることを要します。

### 保障の責任開始期およびご契約の諸否について

#### [責任開始期]

当保険では、お申込みいただいたご契約をマニュライフ生命がお引き受けすると決定(=承諾)する前に、あらかじめ一時払保険料相当額をお預かりします。マニュライフ生命がご契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料相当額のお払込みと告知が完了した日にさかのぼってご契約上の責任を負い、この責任開始の日を契約日とします。

#### [ご契約の諸否]

ご契約のお引き受けの承諾については、保険契約の申込みと一時払保険料相当額の両方をマニュライフ生命の本社が受付した日の翌営業日までに、マニュライフ生命がその諸否を決定します。

### 特別勘定による運用の開始時期(繰入日)について

一時払保険料は、マニュライフ生命が保険契約の申込みを承諾した日末に特別勘定に繰り入れられます。したがって、お申込みをいただいた日または一時払保険料をお払込みいただいた日が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日になるとは限りませんので、十分ご注意ください。

### 告知について

ご契約にあたっては、現在の職業などについて、ありのままを正しくお知らせください。

### 年金種類・保証期間(年金支払期間)の変更について

所定の条件を満たす場合、以下の変更をすることができます。

- ①年金種類の変更
- ②保証期間(確定年金の場合は年金支払期間)の変更

### 契約者配当金について

運用期間中は、無配当です。

年金支払期間中および定額の年金保険(即時の年金受取含む)への変更後は、5年ごとに利差配当を行います。

### クーリング・オフについて

一時払保険料のお振込み後は、クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回)はお取扱いいたしません。

フリールック期間について 契約日から10日以内の期間を「フリールック期間」とし、この期間中は解約控除を適用せず、積立金相当額をお支払いします。

### その他

契約者貸付、年金支払開始日の変更、増額はお取扱いいたしません。

\*定額の年金保険(即時の年金受取含む)への変更の際は、年金支払開始日の変更ができます。

#### ■ 重要なご確認事項 (特別勘定について)

- 変額個人年金保険では、資産運用の実績が積立金額、解約返戻金額、死亡給付金額などの変動につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行う必要があります。そのためマニュライフ生命は特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づいて運用します。
- 変額個人年金保険の資産は、運用期間中は特別勘定において主に有価証券で運用され、その運用実績に応じて死亡給付金額・年金額および解約返戻金額が変動し、その有価証券の価格や為替の変動等に伴う投資リスクは、契約者に帰属します。

ご契約から年金受取まで、充実したアフターサービスで、お客様の長期の資産づくりを確実にサポートします。

郵送で…



### ●運用レポート

各種レポートをご契約者へ郵送します。

	レポート名	内容
年4回  3月、6月 9月、12月末 の情報	四半期運用実績のお知らせ	ご契約内容、ご契約の現況など。
	クオータリーパフォーマンス レポート(四半期運用報告)	経済・市場概況および各特別勘定ごとの 運用概況、組入銘柄など。
年1回  3月末の情報	マニュエスト(特別勘定)決算 のお知らせ	特別勘定の資産の内訳および 運用実績など。

電話で…



### ●コールセンター

午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)まで、フリーコールでお問い合わせいただけます。

**0120-063-730**  
フリーコール

#### ①各種お問い合わせ

ご自身のご契約内容や各特別勘定のユニットプライスの状況などのご質問、お問い合わせを受け付けております。

#### ②各種お手続きに関する書類請求

下記のお手続きの際には、上記コールセンターへ必要書類をご請求いただけます。

#### お手続き内容

- |                |           |            |
|----------------|-----------|------------|
| ●積立金移転(スイッチング) | ●住所変更     | ●年金の請求     |
| ●給付金の請求        | ●契約内容変更   | ●解約・一部解約   |
| ●改姓・改名         | ●積立金の引き出し | ●保険証券再発行 等 |

Webで…



### ●ホームページ

URL <http://www.manulife.co.jp>

当商品に関する情報やユニットプライス、クオータリーパフォーマンスレポート(四半期運用報告)はホームページで随时ご確認いただけます。

### 支払保険料

#### 一時払保険料

生命保険料控除の対象となります。

※個人年金保険料控除の対象外となりますので、ご注意ください。  
※一時払のため、契約初年度のみの適用となります。

### 解約(差益のある場合)

年金種類	契約後5年以内の解約の場合	契約後5年超の解約の場合
確定年金	20%源泉分離課税	一時所得
保証期間付終身年金		一時所得

### (災害)死亡給付金

契約例			課税の種類
契約者	被保険者	受取人	
夫	夫	相続人	相続税(非課税の特典あり)
夫	夫	相続人以外	相続税(非課税の特典なし)
夫	妻	夫	所得税(一時所得)
夫	妻	子	贈与税

### 年金

年金種類	年金での受取り	年金の一括受取
確定年金	雑所得	一時所得
保証期間付終身年金 (夫婦年金含む)		雑所得

※ご契約者と年金受取人が相違する場合、年金支払開始時に別途贈与税の対象になります。

### 一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税となります。

50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

#### 一時所得の課税対象金額

$$= \{ \text{収入} - \text{必要経費(一時払保険料)} - \text{特別控除}(50万円) \} \times 1/2$$

税制については、2003年7月末現在の内容であり、今後変更される可能性があります。  
個別の税務などの詳細については税務署や税理士など、専門家にご確認ください。

世界で研かれたノウハウで、日本の皆さまの資

産づくりをサポートします。



## Manulife Financial

### マニュライフ・ファイナンシャル社

マニュライフ・ファイナンシャル社は、15の国や地域で数百万ものお客様に対し、サービスの提供を行っております。

### 世界を先取りするリーダー

マニュライフ・ファイナンシャル社は今日、最もダイナミックに活動し、常に進化し続けている、世界でも有数の金融機関のひとつです。マニュライフ・ファイナンシャル社は、115年以上にもわたる安定した財務実績をもとに、金融機関としてこれまで蓄積してきた力を発揮し、世界展開を繰り広げています。

### カナダ最大級の保険会社

1887年の創設以来、マニュライフ・ファイナンシャル社は経済的保障と資産運用管理の分野に優れ、この分野では、世界に誇りうる役割を担っており、15の国や地域で数百万人ものお客様に対し、サービスの提供を行っております。マニュライフ・ファイナンシャル社が誇る金融商品には、生命保険、年金保険、投資信託、団体年金そして団体保険があります。

資産総額にして、同社はカナダで最大級の生命保険会社であり、大企業グループのひとつに挙げられています。また、マニュライフ・ファイナンシャル社は、北米において、最も収益力の高い生命保険会社のひとつであり、純利益で10億カナダドルを突破した最初の生命保険会社でもあります。



## Manulife Japan

### マニュライフ生命

マニュライフ生命は、マニュライフ・ファイナンシャル社のグループ企業です。

### 保険財務力格付け「AA+」を取得

マニュライフ生命は、世界的な格付け会社スタンダード&プアーズ社から「保険財務力が非常に強い」と評価され、上位格付けのひとつである「AA+」という高い格付けを取得しています。

今後とも、皆様の大切な財産をお預かりする企業にふさわしい評価を維持し、常にお客様へ最高の価値を提供して参ります。



マニュライフ生命的保険財務力格付けは、  
世界トップレベルの「AA+」

(2003年7月現在)

AAA	AA	A	BBB	BB	B	CCC	CC
Extremely Strong	Very Strong	Strong	Good	Marginal	Weak	Very Weak	Extremely Weak
「BBB」以上に格付けされる保険会社は、強みが弱みを上回る財務内容を特徴とし、保険契約債務を履行する可能性が非常に高いとみなされる。						「BB」以下に格付けされる保険会社は、強みを上回る不安定要因を有する可能性があるとみなされる。「BB」はこのグループで不安定性が最も低いことを示し、「CC」は最も高いことを示す。	
※格付けの後に付加するプラス記号(+)またはマイナス記号(-)は、格付けカテゴリー内の相対的強さを表わします。						格付けは、格付け機関の保険財務力に関する意見であり、取得時点での情報データに基づいたもので、将来変更される可能性があります。この格付けは保険会社全体を評価しているものではなく、また将来の保険金支払い等について保証しているものではありません。なお、この格付けはマニュライフ生命が依頼して取得したものです。	



格付けは、格付け機関の保険財務力に関する意見であり、取得時点での情報データに基づいたもので、将来変更される可能性があります。この格付けは保険会社全体を評価しているものではなく、また将来の保険金支払い等について保証しているものではありません。なお、この格付けはマニュライフ生命が依頼して取得したものです。

※最新の格付け情報については、スタンダード&プアーズ社のウェブサイト、www.standardandpoors.co.jpをご覧ください。